



## 官公需適格組合

KAN KOU JU TEKIKAKU KUMIAI

### 官公需適格組合ロゴマークコンセプト

官公需適格組合が地域経済の活性化に向け、  
全方位的にエネルギーに活動するイメージを4つの矢印で構成。  
中央に位置する正方形は、  
仕事に対して公明正大に取り組む姿勢を表現している。

### 官公需適格組合 PR動画



官公需 官公需適格組合 検索

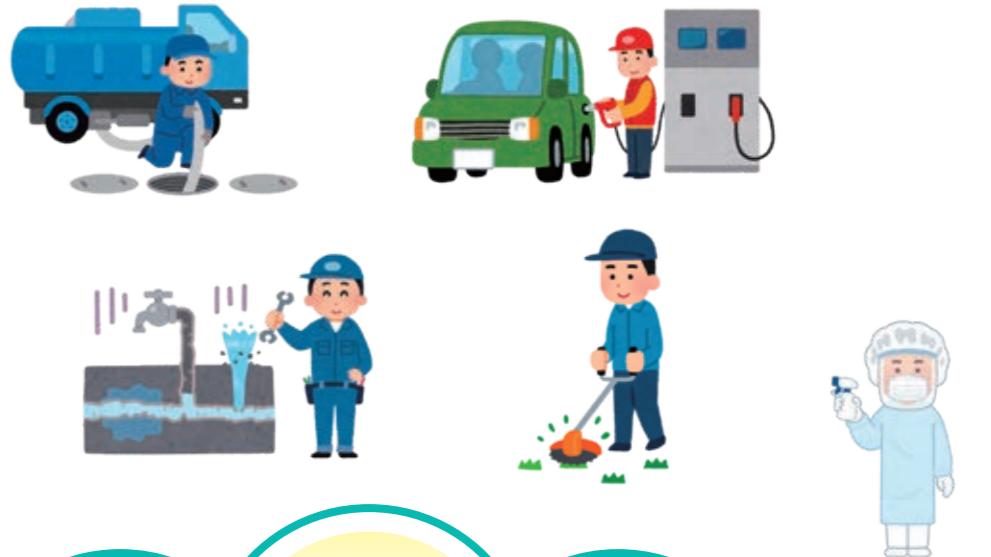


### 宮城県官公需適格組合連絡協議会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号(宮城県中小企業団体中央会内)  
TEL.022-222-5560 FAX.022-222-5557



宮城県官需 HP



# 中小企業の官公需施策と 官公需適格組合

～官公需に組合の活用を!!～



宮城県官公需適格組合連絡協議会

# 官公需適格組合制度について

## 中小企業組合とは

中小企業の組合は、それぞれ法律によって設立されており、いくつかの種類がありますが、その主なものは下記のとおりです。

中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るために最も利用され普及している「事業協同組合」、個人事業者や労働者など個人が経営規模の適正化を図るために自らの働く場を確保するための「企業組合」、参加する中小企業の事業を統合する「協業組合」、業界全体の改善発達を図る「商工組合」、商店街の商業者等により構成される「商店街振興組合」、飲食業、旅館業、クリーニング業、理・美容業などの生活衛生関連業者により構成される「生活衛生同業組合」等があります。

## 官公需適格組合とは

官公需適格組合制度は、中小企業組合の中で官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って実施できる経営基盤（組織体制・財務体制）が整備され信頼性の高い組合に対して申請に基づき中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、事業協同組合、企業組合、協業組合等で、以下の基準を満たしています。

### 物品・役務関係の証明基準

- 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- 事務局常勤役職員が1名以上いること
- 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- 共同受注規約等を定め、役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
- 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
- 組合若しくは組合員は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）でないこと、若しくは組合の役員等が暴力団員でないこと、又は暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していないこと

### 工事関係の証明基準

- 左記の基準に加えて、さらに
- 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において相当程度の受注実績があること
  - （イ）公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合には7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合は、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上は技術職員であること。  
(ロ) 上記以外の工事を請け負おうとする組合は、事務局常勤役職員が1名以上いること
  - 上記（イ）に該当する組合は、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

国等は毎年「国等の契約の基本方針」を閣議決定し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じています。この中では明らかに参入の余地がない案件を除き中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに自主的な努力を助長しつつ公正な競争が行われるよう配慮することを確認しています。また、官公需法第3条において「組合を国等の契約の相手方側として活用するよう配慮しなければならない」と定めており、この実効性を高めるため「官公需適格組合制度」を設けています。

加えて、国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するという総合点の算定方法に関する特例を設けており、この特例の一層の活用に努めるとともに中小企業庁は、地方推進協議会の場などを活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請することを明記しています。

更に地方公共団体においては、官公需適格組合制度の活用状況が必ずしも芳しくないと認識の下、その一層の活用を促す観点から、地方公共団体に対し当該制度の一層の周知に努めるものとしています。

## 1. 官公需適格組合制度について

- 官公需適格組合制度は、官公需法第3条（受注機会の増大の努力）「……組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」の規定を受け、昭和42年に創設。
- 中小企業庁（各地方経済産業局等）が要件を満たす組合を官公需適格組合として証明する制度。
- 官公需適格組合は、入札参加の際に特例\*の対象。

### 官公需適格組合の種類と数（令和6年9月末現在）

物品	役務	工事	合計
175組合	511組合	208組合	894組合

### \*特例

競争契約参加資格審査において、総合点の算定方法に関する【年間平均完工工事高の合算／自己資本額の合算／従業員数の合算／技術職員数の合算】などの特例措置の対象（国の物品の製造・販売等の調達において採用、地方公共団体では約1/4が採用）

## 2. 官公需適格組合の要件

- （ア）官公需の受注に際し、熱心な指導者がいること。
- （イ）組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- （ウ）共同受注担当役員の定め、共同受注委員会の設置があること。
- （エ）役員及び実施組合員が共同受注案件に関して連帯して責任を負うこと。 等

## 3. 官公需適格組合制度の周知

- 「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページで公表。  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.html>)
- 国等の発注機関別の官公需適格組合の受注実績も公表。



制度詳細

## 4. 国等の契約の基本方針（抜粋）

- 「中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大」  
国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るように努めるものとする。
- 「事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大」  
国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- 「官公需適格組合等の活用」
  - 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
  - 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。
  - 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

## 1. 中小企業基本法（抄）

（昭和38年7月20日 法律第154号）  
最終改正 令和2年6月19日法律58号

（国等からの受注機会の増大）

### 第23条

国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

（昭和41年6月30日 法律第97号）  
最終改正 平成27年7月15日法律第57号

（目的）

### 第1条

この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

（定義）

### 第2条

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第2号の3までに掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2）資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2の2）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2の3）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （3）資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数が

その業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

- （4）特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）
- 2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - （1）事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人
  - （2）設立の日以後の期間が10年未満の会社
- 3 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

（受注機会の増大の努力）

### 第3条

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等）

### 第4条

国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - （1）中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項
  - （2）中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項
  - （3）新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項
  - （4）前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
- 3 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

（中小企業者に関する契約の方針の作成等）

### 第5条

各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項
- （2）中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項
- （3）新規中小企業者及び組合の活用に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国等の契約の実績の概要の通知及び公表）

### 第6条

各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

（各省各庁の長等に対する要請）

### 第7条

経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体の施策）

### 第8条

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務）

### 第9条

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

## 3. 予算決算及び会計令（抄）

（昭和22年勅令第165号）

最終改正 令和6年10月1日政令第289号

第7章 契約

### 第4節 隨意契約

（随意契約によることができる場合）

### 第99条

会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）国の行為を秘密にする必要があるとき。
- （2）予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- （3）予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- （4）予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- （5）予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- （6）予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- （7）工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

（略）

- （18）事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

## 宮城県官需適格組合連絡協議会

平成9年8月に県内の適格組合、適格組合の申請を計画している組合、官公需受注を目指す組合が結束し、共通の課題解決に取り組むため、「宮城県官需適格組合連絡協議会」を設立。

課題の解決に会員の総意を挙げて取り組むと共に、発注官庁に対し、適格組合制度の陳情活動等による周知徹底、全国中小企業団体中央会を通じ、国等に官公需の要望を提出、又、会員相互の情報交換によって各組合の受注体制強化を図るなど、適格組合制度の実効性を確保するための活動を積極的に展開しております。

地域経済の活性化、地元中小企業育成のために、組合並びに各組合員の発展と受注体制強化を尚一層推し進めております。

# 宮城県官公需適格組合連絡協議会 会員名簿

[五十音順]					
NO.	組合名	連絡先	電話番号	共同受注業務・品目	証明区分
1	赤帽宮城県軽自動車運送協同組合	仙台市宮城野区扇町六丁目4番3号	022-786-3455	定期配送、チャーター便、引越便、荷役助手、一時預かり等	—
2	石巻広域管工事業協同組合	石巻市蛇田字新上沼92番地の1	0225-96-8302	道路漏水等修繕業務、検定満期水道メーター取替業務、穿孔工事業務、給水中止・再開等業務	工事
3	石巻地区生コンクリート協同組合	石巻市不動町二丁目1番45号	0225-22-9181	生コンクリート	物品
4	岩沼市管工事業協同組合	岩沼市桜五丁目3番37号	0223-23-1330	配水管・給水装置修繕工事、給水装置等包括業務委託	役務
5	大崎建設業協同組合	大崎市古川旭四丁目3番24号 大崎建設産業会館	0229-22-0718	建設工事	—
6	大崎市管工事業協同組合	大崎市古川北稲葉一丁目2番78号	0229-23-0376	給水装置工事受付・審査・検査業務、排水設備工事受付・審査・竣工確認業務、宅内漏水調査業務、漏水修繕等管路管理業務、水道メーター定期交換業務、給水開始・休止業務	役務
7	大崎生コンクリート協同組合	大崎市古川諏訪二丁目5番34号	0229-22-1303	生コンクリート	物品
8	協業組合石巻浄化槽管理センター	石巻市門脇字元明神30番18	0225-93-4521	浄化槽保守点検・下水道施設の管理・カメラ調査・洗浄	役務
9	協業組合石巻廃棄物処理センター	石巻市明神南9番地4	0225-93-3788	廃棄物の収集運搬及び処理	物品
10	協業組合クリーン・センター宮城	塩釜市越の浦一丁目3番21号	022-362-5060	廃棄物処理、下水管更生	—
11	協業組合県北清掃公社	登米市迫町佐沼字大網280番地の3	0220-22-7167	一般廃棄物の収集運搬、下水道処理施設維持管理、浄化槽清掃及び維持管理、農業集落排水処理施設の維持管理、産業廃棄物の運搬処理	役務
12	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号	022-284-6661	廃棄物処理、清掃、計量証明業務	役務
13	協業組合多賀城清掃センター	多賀城市町前一丁目5番12号	022-366-7501	一般廃棄物の収集運搬（生活系ごみ、側溝ごみ、し尿、残灰、不燃物、ダスト）、浄化槽の清掃	役務
14	協業組合富谷環境	富谷市志戸田野31番地1	022-358-2791	一般・産業廃棄物の収集運搬・処理	役務
15	協業組合美里	遠田郡美里町萩塙字朝日壇17番1	0229-87-4866	一般廃棄物（生活系ごみ）の収集運搬	役務
16	栗原市管工事協同組合	栗原市金成沢辺往還下2番地13	0228-24-8562	水道メーター交換、メータ検針及び給水開始・休止、漏水修繕工事	役務
17	気仙沼管工業協同組合	気仙沼市新田3番地の3	0226-23-5300	水道メーター検針業務・交換業務、開閉栓業務、給排水管漏水修繕工事、水道漏水等受付対応業務	役務
18	気仙沼清掃事業協業組合	気仙沼市切通187番地27	0226-22-8688	し尿の収集運搬、浄化槽の管理	役務
19	気仙沼地区生コンクリート協同組合	気仙沼市松崎浦田101-3	0226-29-6218	生コンクリート	物品
20	塩釜地区資源化事業協同組合	塩釜市港町一丁目7番1号	022-366-3443	資源物及び粗大・不燃ごみ前処理業務、資源物物品売扱業務	物品
21	白石クリーニング協同組合	白石市福岡深谷字三本松100番地	0224-25-2051	クリーニング、福祉用具販売リース、リネンサプライ	—
22	全環衛生事業協同組合	仙台市若林区荒浜字北長沼1番地の2	022-390-1133	廃棄物処理、下水道施設維持管理、建設工事	工事 役務
23	仙台印刷工業団地協同組合	仙台市若林区六丁の目西町1番43号	022-288-5171	宮城県等の広報誌、商業印刷物	物品

NO.	組合名	連絡先	電話番号	共同受注業務・品目	証明区分
24	仙台港運送事業協同組合	仙台市宮城野区港三丁目3番4号	022-259-5977	物品搬入・搬出、移転運搬作業・梱包	役務
25	仙台自動車整備工業団地協同組合	仙台市宮城野区扇町三丁目3番23号	022-284-0106	自動車整備・販売、カーリース、レンタカー	—
26	仙台地区生コンクリート協同組合	仙台市青葉区五橋一丁目6番2号 KJビルディング6F	022-722-7077	生コンクリート	物品
27	仙台中央印刷協同組合	仙台市青葉区北目町2-37郷家印刷(株)内	022-266-3443	印刷製本全般	物品
28	多賀城市管工事業協同組合	多賀城市鶴ヶ谷一丁目10番6号	022-349-8081	水道管修繕等受付業務委託、水道メーター交換等業務委託、公道内配水管等修繕、鉛製給水管解消事業に係る修繕	役務
29	登米市管工事業協同組合	登米市登米町寺池目子待井74番地3	0220-52-3911	メーター改良業務、緊急工事等施工業務	役務
30	名取市管工事業協同組合	名取市小山一丁目2番3号	022-397-6960	配水管・給水装置修繕工事	役務
31	宮城県管工業協同組合	仙台市宮城野区扇町四丁目3-33	022-239-6711	配水管・給水装置修繕工事	工事
32	宮城県交通安全施設業協同組合	仙台市宮城野区日の出町2-2-8オリエンタル工業株式会社内	022-239-7361	道路標識設置工事、区画線設置工事	—
33	宮城県スポーツ用品協同組合	多賀城市八幡4-2-12(有)イースト商事内	022-366-6355	スポーツ用品	—
34	宮城県石油商業協同組合	仙台市青葉区二日町12番6号	022-265-1501	石油製品（ガソリン・軽油・灯油・重油・潤滑油等）	物品
35	宮城県造園芸協同組合	仙台市青葉区上杉二丁目4番46号 宮城県森林組合会館5階	022-724-7554	造園工事・造園工事関連業務	工事 役務
36	宮城県畠業商工組合	仙台市若林区新寺5-9-25桐ヶ窪畠商工内1F	022-354-1340	新畠、畠表替	—
37	宮城県電気工事工業組合	仙台市若林区東七番丁157番地1	022-221-2676	電気工事	—
38	宮城県生コンクリート工業組合	仙台市青葉区五橋一丁目6番2号 KJビルディング6F	022-266-5811	生コンクリート	—
39	宮城県南生コンクリート協同組合	柴田郡大河原町字東原町1番4	0224-52-1133	生コンクリート	物品
40	宮城県引越専門協同組合	仙台市青葉区国分町三丁目11-5-102号	022-224-1954	引越運搬	役務
41	宮城県ビルメンテナンス協同組合	仙台市青葉区本町一丁目12番30号 太陽生命仙台駅北ビル3階	022-265-5442	ビルメンテナンス総合管理	役務
42	宮城県防疫事業協同組合	仙台市青葉区芋沢字大竹新田8番1号	022-394-7179	殺虫剤	物品
43	宮城県北生コン協同組合	登米市迫町佐沼字新大東65番地	0220-22-5088	生コンクリート	物品
44	杜の都建設協同組合	仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館5階	022-395-4344	建設工事・施設維持管理業務、賃貸業務	工事 役務

会員数 44 組合 [内、官公需適格組合 34 組合 (物品 12 組合、役務 20 組合、工事 5 組合)]

## 官公需法に基づく 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和6年4月  
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。

今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

### 1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

- (1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）
 

比率：61% 金額：5兆3,557億円  
(参考：令和5年度 目標 61% 5兆6,598億円、令和4年度 実績 49.8% 4兆7,405億円)
- (2) 新規中小企業者\*向け契約目標（比率） 比率：3%以上  
※創業10年未満の中小企業・小規模事業者

### 2. 令和6年度に新たに講ずる主な措置の概要

#### 労務費、原材料、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施

「物価高に負けない負上げ」の実現に向けて、労務費、原材料費、エネルギーコスト等への上昇への対応について、官公需においても価格転嫁を進めるため、以下の措置を追加する。

- ①公共工事における、契約後の請負代金額の変更について定めるいわゆるスライド条項の適切な運用を行うこと
  - ②物品・役務の契約において、受注者から契約変更の申出があった際の協議の迅速化・円滑化への配慮を行うこと
  - ③物価への対応にあたり、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこととしている政府方針\*1、労務費については「労務の指針」\*2の趣旨を最大限に考慮すること
- (※1：経済財政運営と改革の基本方針2023、※2：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する方針)

#### スタートアップに係る取組

スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向け、スタートアップ育成5か年計画及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版を踏まえ、内閣府は、機動性のあるスタートアップの新技術による社会・行政課題の効率的な解決と公共調達を活用したスタートアップの育成を目指したピッチイベントの実施などに取り組む。

#### 令和6年能登半島地震に係る対応

令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は特に、被災地域の中小企業者の相談に適切に対応し受注機会の増大に努めるほか、適正な工期設定や代金の迅速な支払い、地域中小企業の適切な評価、適切な予定価格の作成などの措置を講ずる。

出典：官公需契約の手引（平成30年度版）中小企業庁より

### ①分離・分割発注

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
1	建設工事等における分離・分割発注	男鹿市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達又はその他の業務の執行において、より多くの市内中小企業が受注の機会を得られるよう分離・分割による発注を積極的に取り組む。	秋田県男鹿市
2	建設工事（建築・土木等）に係る分離分割発注	建築工事と土木工事とに区分し分離分割発注に関する取扱いについて対処すべき分割の目安について策定。	愛知県豊橋市

### ②入札方式の改善（既落札者を除外した競争入札の実施）

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
3	建設工事取り扱い方式の実施	落札者の決定に当たり、中小建設業者の過大受注による工事品質の低下防止や受注機会の均等による地元建設業者の育成を目的に実施。	大阪府
4	建設工事に関する一括方式の実施	桐生市が発注する建設工事の競争入札における一括方式は、落札者の決定に当たり、施工管理の適正化、受注機会の確保を目的に実施。	群馬県桐生市
5	春日部市建設工事請負契約に関する入札の一括方式の実施	春日部市が発注する建設工事の競争入札における一括方式は、落札者の決定に当たり、施工管理の適正化、受注機会の確保を目的に実施。	埼玉県春日部市

### ③中小企業・小規模事業者の受注機会拡大支援

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
6	随意契約の特例実施	地元中小企業者の支援を目的に、地方自治法施行令で定める随意契約によることができる金額に関わらず、官公需適格組合と随意契約により発注を行う。	北海道函館市
7	恵庭市小規模修繕契約希望者登録	恵庭市が発注する小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設けることによって市内事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済の活性化を図る。	北海道恵庭市
8	調布市小規模契約事業者登録制度	市が発注する小規模な契約について、その受注を希望する市内の事業者の登録を行い、積極的に活用することにより、受注機会を拡大し、もって地域経済の活性化を図る。	東京都調布市

#### ④官公需適格組合等に対する特別な措置

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体	No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
9	事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例	財政局資産管理部契約課が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、川崎市競争入札参加者選定規程に基づき競争入札参加資格を審査する場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設ける。	神奈川県川崎市	16	技術修得型JV方式の入札	特定建設工事共同企業体施工対象工事のうち、県内企業への技術移転が期待できると認められる工事について、県内企業を構成員に加えた特定建設工事共同企業体であることを入札参加条件とすることにより、県内企業の技術力の向上を図る。	埼玉県
10	地域要件の設定	地元中小企業の受注機会の増大を目的に、地域要件に、「厚木市内に本店があること。又は、官公需適格組合であること。」を設定した。	神奈川県厚木市	17	地域調達型一般競争入札	地域事業者に配慮した地域要件の設定により、地域事業者の受注機会が増えることなどで、地域産業の育成を図る。	三重県
11	資格審査における特例	建設工事等入札参加業者資格審査基準において、発注する建設工事、製造その他の請負若しくは物品の購入又は業務の委託に係る入札参加業者の資格審査の方法等の基準が定められている。この中に、「事業協同組合の特例」の条項があり、建設業に係る官公需適格組合については、格付けの加点につながる。	千葉県山武郡市広域水道企業団	18	地域限定型一般競争入札	本市の発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性、客觀性及び競争性を高めるため、入札に参加する者に必要な資格として、入札に参加を希望する者の事業所の所在地等に関する要件を定めて行う一般競争入札を実施する。	北海道美唄市
12	随意契約及び競争入札参加資格における特例	官公需適格組合を活用した2つの取組を実施。①随意契約において、見積書を徴する相手方として官公需適格組合1者を選定できる。②官公需適格組合の競争入札参加資格について、契約実績、自己資本額、従業員数、営業年数について特例を設定。	北海道	19	印刷に係る少額随意契約	予定価格250万円以下の印刷調達について、県内に本店を有し、原則、自社の印刷機を使用し県内で全工程を行うことを条件に少額随意契約を締結。	愛知県
				20	地元企業優先発注	印刷調達について、市内に本社・本店を有し、印刷の全体・主たる部分の外注を禁止することを条件に地元企業への優先発注を実施。	山口県下関市

#### ⑤地域内事業者の受注機会拡大

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
13	地元企業優先発注	地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を試行的に定め、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図る。	長野県佐久市
14	物品調達における府内中小企業に限定した入札	府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内中小企業の振興に資するため、府内中小企業に限定した一般競争入札及び公募見積合わせを実施。	京都府
15	地元企業優先発注	地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、包括的な地元企業優先発注及び地元製品優先使用の実施方針を定め、市内企業への優先発注及び市産品の活用を推進する。	徳島県徳島市

#### ⑥行政施策目的に則した企業に対する優遇措置

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
21	格付審査における地域社会に貢献する市内業者に対する加点措置	格付審査に、主觀的事項の審査基準（エコアクション21認定、女性技術者・障害者・消防団員の雇用、アダプト・プログラムへの参加、除雪協力、災害協定、次世代育成雇用環境の整備の有無）による付与数値を加算した総合点数により等級の格付けを行う。	石川県野々市市
22	平塚市社会貢献等評価型一般競争入札	平塚市が発注する公共工事の入札参加者に係る地域社会への貢献度を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図る。	神奈川県平塚市